

平成24年9月11日

特定非営利活動法人消費者支援機構関西
理事長 榎木彰徳 様
ご担当：西島様
FAX：06-6945-0730

大阪市北区

株式会社レンタルブティックひろ代理人
弁護士

ご 連 絡

拝啓

貴団体から受取りました平成24年8月29日付「ご連絡」に対して、株式会社レンタルブティックひろ（以下、「当社」といいます）の代理人として以下のとおりご連絡申し上げます。

さて、貴団体ご指摘のとおり、当社は従前において貴団体と約款の改訂に関する協議を行なってきたところであります。

しかしながら、当社における貸衣装の業務は、自社独自で行なう業務と提携先（複数）と共同して行なう業務があり、それぞれ異なる契約規定が用いられていた状況にあります。そこで、当社が貸衣装に係る約款の具体的な改定を検討するにあたっては、提携先との共同業務において用いられる契約規定との整合性も配慮する必要があり、別途検討を要しているところであります。

そのため、現時点において約款の改定は未了であります。現実に契約のキャンセルが発生した際には、現在の契約条項の記載通りの対応ではなく、消費者の方を保護する方向で個別的な対応を行なっております。

以上、ご回答申し上げます。

敬具